

秋田県告示第34号

調理師法施行令（昭和33年政令第303号）第2条の2第2項の規定により、次のとおり指定試験機関から指定事項の変更に伴う届出を受理したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

令和8年1月23日

秋田県知事 鈴木 健 太

- 1 指定試験機関名称
公益社団法人調理技術技能センター
- 2 変更後の主たる事務所の所在地（試験事務を取り扱う事務所の所在地）
東京都中央区日本橋人形町一丁目4番1号内山ビル
- 3 変更しようとする年月日
令和8年1月26日